

**11月30日事務折衝は白熱した議論の結果「理事会は、学内外情勢、教育・研究課題、労働条件を論点にした業務協議会を含む諸交渉の開催に向けて努力する」ことを約束**

■理事会は、制限なき業務協議会を開催せよ！

■学園創造は、現場の教職員の日々の教育・研究実践や議論に確信を持ってこそ実現できることを理事会は認識せよ！

■昨年から続く、年末一時金1ヶ月カットを撤回せよ！

～各職場で決議があがる！～

2006.12.1 衣笠4職場決議

(人文社会リサーチオフィス・図書館サービス課・情報システム課)

◆ 理事会は、制限なき業務協議会を開催せよ！！

◆ 昨年から続く、年末一時金1ヶ月カットを撤回せよ！！

#### 一時金カット問題に関する業務協議会開催要求決議

我々立命館大学国際関係学部教員職場は、学校法人立命館大学理事会に対して、昨年度の年末一時金カットが不当な行為であると改めて強く抗議するとともに、今年度事態の改善を話し合うために一時金カット問題に関する業務協議会を速やかに開催するよう要求します。

2006年11月28日

立命館大学国際関係学部教員職場

### 不当な一時金カット撤回を求める決議

昨年、理事会は合理的な根拠もなく、突然、教職員の一時金一カ月分をカットするという暴挙を行いました。また、今年も一時金一カ月分のカットを行うことを言明しています。

これは二重の意味で許しがたい行為です。

ひとつは理事会が正義に反する、違法な行為を行っている点です。理事会は地方労働委員会のあっせん案を応諾したにもかかわらず、その内容は一時金以外についてのものであるという、珍妙な論理をかざしています。また、一時金のみを議題にした業務協議会、団体交渉には応じないという驚くべき態度に出ています。労働基準法が団体交渉にあたって使用者側に課している応諾義務は、誠実応諾義務です。私たちと同じ案件で訴訟が起こされた福岡雙葉学園、熊本・ルーテル学院の事件では裁判所が明確に理事者側の措置が違法であると裁定し、未払い賃金の支払いを命じています。理事会はただちに違法な行為をやめるべきです。

一時金カットがもつ、もうひとつの大きな意味は学園の発展をあやうくする危険な行為であるという点です。今、大学は激しい競争のなかに身をおいています。これまで立命館が大きな発展をとげてきたのは、気持ちをひとつにし、力を集めて押し上げてきた現場の教職員の奮闘によるものです。学園の全構成員が一致して力をあわせた成果です。同僚私大のなかで最低の給与水準であるにもかかわらず、理事会はさらに一時金をカットしました。学園の発展には現場の教職員の団結した力に依拠した学園創造が不可欠であるという、これまでの長年の貴重な到達点を理事会は投げ捨てているのです。教職員と理事会の信頼はすでにズタズタにされてしまっていると言えるでしょう。こうした事態が二年近くも続き、学園のさまざまな場面で信頼の欠如から生まれる腐食の進行が危惧されています。事態の深刻さを理事会は深く認識すべきです。

一時金カットを取り戻す取り組みは単なる経済の問題ではありません。学園にこれまで培われてきた民主主義的立命館スピリットを取り戻すことができるかどうか、その試金石、象徴となるものです。私たちは、ここまで混乱を招いた理事会の責任を厳しく問うとともに、昨年来、未払いとなっている一時金カット分の即時支払いを求め、本年についても全額の支払いを求めるものです。

以上

### 年末一時金 4.1ヶ月+10万円の支払いと減額分の支払いを求める決議

立命館学園理事会は、今年度の年末一時金を3.1ヶ月+10万円という昨年強行した削減水準で支給しようとしています。この行為によって、理事会が立命館学園の発展のために日夜奮闘している全教職員に何らの評価を与えるつもりもなければ、それに報いようとするつもりもないことが明らかになりました。これは立命館学園で働く全教職員の理事会に対する信頼を裏切る暴挙といえます。

年末一時金は、現在では生活給の一部であり、教職員の生活水準を守る生命線です。このような一時金の水準が削減されたことによって、立命館学園で働く全教職員の働く意欲、学園への信頼、そして学園の将来に向けた希望が失われ、学園の発展が阻害されることを危惧いたします。賃金レベルのいたずらな抑制は、立命館学園を、日本の、さらには世界の大学の中で確固たる地位へと押し上げようとする政策とはいえないでしょう。

経済学部教員職場は、理事会に対して、このように事態を悪化させたことについて断固とした抗議を表明し、年末一時金の4.1ヶ月+10万円を支給することと、昨年度減額分(1ヶ月)の追加支給とを要求します。

また、組合執行部に対しては、確立したストライキ権の発動を含むあらゆる法的手段(地労委への提訴、賃金削減分の返還を求める訴訟など)の速やかな実行を要請します。

2006年11月28日  
立命館大学経済学部 教員職場一同